

## 太田市教育委員会共催名義等使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、教育、学術、文化等の振興のために教育委員会以外の団体（以下「主催者」という。）が行う行事に対する共催及び後援の名義（以下「共催名義等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(共催名義等の区分)

第2条 共催名義等の区分は、次に定めるとおりとする。

(1) 共催 行事の企画又は運営に参加し、当該主催者と共同して責任の一部を分担するもの

(2) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助するもの

(承認の基準)

第3条 教育委員会は、共催名義等の使用承認の申請に係る行事が次に掲げる基準を満たしていると認められるときは、当該行事の共催名義等の使用を承認するものとする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

(1) 当該行事の目的、規模、対象者等を総合的に判断して、真に教育的効果が大きく、教育委員会の施策の推進に寄与すると認められるもの

(2) 当該行事が公序良俗に反しないもの、その他社会的非難を受ける恐れのないもの

(3) 当該行事が宗教的又は政治的目的を有しないもの

(4) 当該行事が営利を目的又は援助しないもの

(5) 主催者の存在が明確であり、行事遂行能力が十分にあると認められるもの

(6) 当該行事の開催場所が公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措置の講じられているもの

(7) 販売及び売名を伴わないもの

(申請の手続)

第4条 共催名義等の使用承認を受けようとする主催者は、行事を実施する1か月前（募集を行う場合は、募集開始の1か月前）までに、共催・後援承認申請書（様式第1号）に行事計画書、収支予算書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、これを提出するものとする。

(使用の承認)

第5条 教育委員会は前条の申請書を受理したときは、当該行事に係る共催名義等使用の

承認の可否について、行事計画書及び収支予算書等により行事の実施計画が適正であることのほか、第3条の承認の基準に基づき審査し、その結果を共催・後援申請に関する通知書（様式第2号）により、申請の日から14日以内に主催者に通知するものとする。

（承認の条件）

第6条 教育委員会は共催名義等の使用を承認する場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 承認期間は、承認した日から当該行事の終了の日までとし、12か月を限度とする。ただし、特に教育委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (2) 共催名義等を表示した印刷物等を作成する場合は、事前にその原稿を教育総務課に提出すること。
- (3) 承認後において行事計画に変更があった場合は、直ちに共催・後援申請変更届（様式第3号）を提出すること。
- (4) 行事終了後、速やかに共催・後援行事实施報告書（様式第4号）及び収支報告書その他教育委員会が必要と認める書類を提出すること。
- (5) 共催名義等の使用の承認が取り消された場合は、共催名義等を表示した印刷物等を直ちに撤去し、又は共催名義等を削除すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 教育委員会は、共催名義等の使用の承認後において共催名義等の使用にふさわしくない行為があった場合は、共催・後援名義使用取消通知書（様式第5号）により承認を取り消すことができる。

（教育委員会の免責）

第7条 共催名義等の使用及び取消しによって生ずる損害については、教育委員会は一切の責任を負わない。

（事務処理）

第8条 共催名義等の使用の承認等の事務は、教育総務課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 太田市教育委員会の共催及び後援に関する事務取扱要領（平成18年1月4日制定）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 廃止前の太田市教育委員会の共催及び後援に関する事務取扱要領の規定によってした  
手続その他の行為であって、この要綱に相当の規定があるものは、これらの規定によっ  
てした手続その他の行為とみなす。
- 2 この要綱による施行の際現にある改正前の様式様第1号、様式第3号及び様式第4号  
の規定による用紙は、当分の間使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による施行の際現にある改正前の様式第1号、様式第3号及び様式第4号の  
規定による用紙は、当分の間使用することができる。